

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十五号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則（昭和二十八年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第 1 行政職給料表の各級に相当する職務の級（第 2 条関係）							別表第 1 行政職給料表の各級に相当する職務の級（第 2 条関係）						
行政職 給料表	1 級	2 級	3 級	4 級及 び 5 級	6 級及 び 7 級	8 級及 び 9 級	行政職 給料表	1 級	2 級	3 級	4 級及 び 5 級	6 級及 び 7 級	8 級及 び 9 級
	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
教育職 給料表 (2)	1 級の 64 号給 以下	1 級の 65 号給 以上	2 級の 41 号給 から 2 級の 48 号給ま で	2 級の 49 号給 以上		3 級の <u>5 号給</u> 以上	教育職 給料表 (2)	1 級の 64 号給 以下	1 級の 65 号給 以上	2 級の 41 号給 から 2 級の 48 号給ま で	2 級の 49 号給 以上		3 級の <u>17 号給</u> 以上
	2 級の 24 号給 以下	2 級の 25 号給 から 2 級の 40 号給ま で		<u>3 級の 4 号給</u> 以下		4 級		2 級の 24 号給 以下	2 級の 25 号給 から 2 級の 40 号給ま で		<u>3 級の 16 号給</u> 以下		4 級
研究職 給料表	1 級の 2 級の 20 号給	2 級の 21 号給 から 2	2 級の 45 号給 以上	<u>3 級</u> _____	4 級	5 級	研究職 給料表	1 級の 2 級の 20 号給	2 級の 21 号給 から 2	2 級の 45 号給 以上	<u>3 級の 9 号給</u> 以上	4 級	5 級

	以下	級の44号給まで	_____			
医療職給料表(1)	1級の16号給以下	1級の17号給から1級の28号給まで	1級の29号給以上	2級		<u>3級の</u> <u>び</u> <u>4級</u>
略	略	略	略	略	略	略
医療職給料表(3)	1級及び2級	<u>3級の</u> <u>32号給</u> 以下	<u>3級の</u> <u>33号給</u> 以上	5級		
略	略	略	略	略	略	略

備考

1・2 略

3 主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事、社会教育主事、主任管理主事、管理主事、主任学芸主事又は学芸主事の職にある者で教育職給料表(1)3級又は教育職給料表(2)3級の5号給以上の給料を受けるものの「相当する職務」は、この表の規定にかかわらず、行政職給料表6級に相当する職務とする。

	以下	級の44号給まで	<u>3級の</u> <u>8号給</u> <u>以下</u>			
医療職給料表(1)	1級の16号給以下	1級の17号給から1級の28号給まで	1級の29号給以上	2級	<u>3級の</u> <u>4号給</u> <u>以下</u>	<u>3級の</u> <u>5号給</u> <u>以上</u> <u>4級</u>
略	略	略	略	略	略	略
医療職給料表(3)	1級及び2級	<u>3級の</u> <u>36号給</u> 以下	<u>3級の</u> <u>37号給</u> 以上	5級		
略	略	略	略	略	略	略

備考

1・2 略

3 主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事、社会教育主事、主任管理主事、管理主事、主任学芸主事又は学芸主事の職にある者で教育職給料表(1)3級又は教育職給料表(2)3級の17号給以上の給料を受けるものの「相当する職務」は、この表の規定にかかわらず、行政職給料表6級に相当する職務とする。

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。